

《論 説》

官業の特典と制約はバランスしていたか？

－郵便貯金民営化前10年間について－

西 垣 鳴 人

1. はじめに

公的金融、その中でも郵政金融事業（郵便貯金および簡易保険）は、膨大な「官業の特典」を享受し、有利な競争条件を利用して民業を圧迫、「肥大化」を繰り返してきたという根強い見解が現在に至るまで存在している。これまでに推進されてきた政府系金融機関の統廃合ならびに郵政事業の民営化が、このような見解に一定の影響を受けてきたことは疑いようのない事実である。

しかしながら、そうした見解を裏付けるデータの根拠には、少なくとも郵便貯金事業に関する限り、大きく二つの問題があったように思われる。それは、

- (1) 全国銀行協会（2002）等によって行われた「官業の特典」推計にはいくつもの方法上の誤りが認められ、そのため相当な過大推計になっている可能性が高かったこと、
- (2) 郵便貯金などの政策的意図を持った金融事業には、特典と同時にユニバーサルサービスを始めた様々な「官業の制約」が存在しており、それらについての推計が全くなされず特典額ばかりが一方的に「高すぎる」と主張されてきたことである。

これら二点について解決しない限り、郵政民営化の真の意義や、民営化の望ましい在り方は分らないと思われた。とくに民営化の在り方次第では、過疎地など不採算地域における全国一律サービスの提供など、ユニバーサルサービスが持続困難になる可能性が考えられる。

我々はすでに西垣（2009）等において郵便貯金事業の過去における特典額について全国銀行協会の方法上の誤りを正した独自推計を行ってきた。我々の推計による特典額の総計は、若干の考え方の違いにより最大値と最小値の間にある程度開きが生じた。しかしいずれにしても全国銀行協会方式による推計値を下回っており、民営化前10年間についての累積額は最大で全国銀行協会推計の1/3程度、最小で1/8程度にしかならなかった。それら再推計された金額が果して過大であるかどうかは、もう一方の郵便貯金事業における官業の制約を推計し比較してみないと判断はできない。

本稿の目的は、郵便貯金事業の民営化前10年間について官業の制約を金額として推計し、我々が再推計した官業の特典と比較することで、果たして両者がバランスしていたかどうかを明らかにすることである。仮に特典額が制約額を大きく上回る時期が長ければ、全銀協が主張するように郵貯事業による民業圧迫の事実があった可能性が高くなる。また仮に特典額と制約額とが長期的に見てバランス

していたとすれば、民業圧迫の事実は浮かび上がらないことになる。さらにまた制約額が特典額を長期的に大きく上回っていたならば、同事業が取り組んできた民業補完事業がすでに民営化前において運営困難に陥っていた可能性が指摘されることになる。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では郵便貯金事業にとって何が「官業の制約」であるかを明らかにする。我々が想定する「制約」とは、①ユニバーサルサービス義務、②社会貢献活動、そして③業務と資金運用における制限の3つである。続く第3節では郵政三事業の中で郵便貯金に割り振られたユニバーサルサービスのコストを推計する。第4節では郵便貯金事業が引受けている福祉や国際交流等の社会貢献活動のコストを推計する。第5節では業務上ならびに資金運用上の制約を機会費用という形で金額的に推計する。そして第6節において、推計された制約額と特典額とを比較、両者の長期的バランスについて分析を行う。最後に第7節で本稿の結論と今後の課題を述べたい。

2. 官営郵便貯金にとって「制約」とは何だったのか

本節では、郵便貯金事業における制約が何であったかを明確にしたい。ここで言う制約とは、一般の民間企業であるならば課せられることのない、利益獲得にとってはマイナスとなる諸要因と定義される。では具体的に何がそれに当たるのか、以下において検討したい。

2.1 ユニバーサルサービス義務のコスト

最も一般的に認知されている官業の制約は、ユニバーサルサービス義務であろう。より具体的には不採算地域における郵便局舎の維持ならびに営業活動の継続である。そのための諸経費の中で郵便貯金部門の貢献分がどれだけあったかを計算しなければならない。

2.2 社会貢献活動の費用

次に挙げられるのは社会貢献活動の費用である。これは郵政が公益目的事業として郵政省から郵政公社の時代まで「収支相償原則」に基づいた事業運営を求められてきたことと関連する。収支相償とは収益が事業の実施に要する適正な費用を越えてはならないとする考え方で、この原則にしたがって郵政三事業は余剰となりそうな資金を高齢者福祉や地域貢献等の純負担的な活動へ振り向けたり、あるいは何らかの収益を生む資産（例：メルパルク、かんぼの宿）へ投資してきたりした。我々が考察の対象とするのは、前者の純負担的諸活動である。これらは出発点に収支相償原則が理由としてあったとは言え、一旦はじめてしまえば地域や社会からの期待が大きく、たとえ余剰資金が十分ではない時期においても継続が要請されるようになる。継続するかしないかは郵政省や総務省が判断した。ところで郵政公社の時代になると目標資本額が設定され利益剰余金の100%を資本金として積み立てることが義務付けられた。これによって可能な限りの剰余金を確保しなければならなくなり、収支相償原則は実質的には公社化とともに崩れていたのだが、それでも住民からの期待によって社会貢献活動を直ちに中止してしまうことは出来なかった。強まるコスト削減への圧力と社会的期待との間で公社および総務省はジレンマに陥っていたことが推測される。

一般の企業であれば比較的簡単に切り捨てられる社会活動が、公的な組織であるがゆえに簡単には中止できないということ、これもまた官営事業としての制約に他ならない。

2.3 資産運用と業務の制限によって生じる機会費用

以上に加えて、官業の制約には業務や資金運用に一定の制約が設けられていることを挙げるができる。それを金額として表す場合には、仮に民間並みの業務内容や資金運用が認められていたら得られたのに官業であるがゆえに認められず獲得できなかった一種の機会費用として計算されることになる。

何故、そのような業務制約・運用制約が設けられているかについては、必ずしもコンセンサスが得られていない。例えば、わが国において広く認知されている理由付けは次のようなものであろう。すなわち郵政を含めた官営事業は長きにわたって国家からさまざまな保護・優遇措置を受けてきており、それら措置のない一般の民間企業と同じ範囲の業務をもし許せば民間企業側は明らかに競争上不利を被ることになる。従ってイコールフットイングの観点から官業には一定の規制を設ける必要があるという考え方である¹。しかしながら、西垣（2007）や家森・西垣（2009a,b）で詳細に議論しているように、このような考え方は必ずしも世界標準と言える思考法ではない。

異なるもう一つの理由付けは、かつての郵政公社法第二十四条の規定に示された通り、「郵便貯金資金の運用計画は、郵便貯金業務…（中略）…を行う事業の経営の健全性の確保を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない」というものである。さらにまた旧郵便貯金法の第一条「〔……〕郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」という理由も重要である。すなわち、

①市場への影響を少なくしなければならないという社会的要請、

②安全確実な貯蓄手段でなければならないという郵便貯金の目的、

これらが、ハイリスクハイリターンな資金運用を許さなかったと考えることが無理のない理由付けであろう²。ここに民間金融機関並みの資金運用を行っていたら得られたにもかかわらず、法律の規定に従って失われた機会費用が存在することになる。

1 例えば、竹中（2006）は「（郵政）民営化の最大の目的の一つは、経営の自由度を高め、競争の中で柔軟な経営をしてもらうことである。しかしその際は、他の民間企業と同一の条件で競争をしてもらわなければならない。郵政は、100年以上の長きにわたって、国の機関として特別の条件の下で資産を蓄積してきた。またその規模は半端でなく大きい。今後自由度を得てさらに新たな業務に参入するにあたっては、経営の自由度とイコールフットイングをバランスさせるよう、しっかり監視する仕組みがどうしても必要である。」（p. 157）と述べている。

2 たとえば、小泉・竹中「郵政民営化論」の理論的基盤を提供した高橋洋一（2007）は「（事業庁時代の）郵貯は悲願の自主運用となったが、公的機関としてリスク運用を回避するため国債運用を基本とせざるをえない一方で、市場金利の調達コストは理論的には国債金利を下回ることはできないために、長期的には利ざやを確保できなくなっていた。…（中略）…郵貯の破たんを避けるためには、運用サイドの収益を上げることが必要であるが、これが国営のままではうまくできない。…（中略）…リターンを上げるためにはリスクが伴い、…（中略）…国営企業では公益との関係ではリスクを取りにくい。」（pp.v-vi）と証言している。竹中が郵政民営化を正当化するときにしばしば用いた「郵政ジリ貧」論の考え方が、前脚注における竹中の発言とどのように整合するかは明らかにされなかった。

以上、3種類の「制約」について、以下の諸節で順に推計を行ってゆきたい。

3. ユニバーサルサービスのコスト

3.1 郵政ユニバーサルサービスをめぐる先行研究

郵政省時代の郵便局店舗政策の実態について分析を行った代表的研究として家森・近藤（2001）を挙げることができる。そこでは1965（昭和40）年から1996（平成8）年までの都道府県データに基づいて、民間金融機関と郵便局の店舗立地がどのような特性によって規定されてきたかが明らかにされた。被説明変数に各都道府県内の店舗数を取り、説明変数として都道府県の面積、人口、高齢者（65歳以上）人口比、県内純生産高をとった。分析結果として、郵便局が全ての期間について面積、人口、高齢者人口比のいずれについても1%水準で有意にプラス、県内純生産については有意な結果が得られないという典型的な「あまねく公平」型の店舗展開を行っている一方で、民間金融機関は典型的な収益性原理にもとづいた店舗展開を行ってきたことが明らかにされた。また別の分析結果から民間金融機関によっては充足されない金融サービスを郵便局が充足するように行動していること、さらに、郵便局と民間金融機関の店舗展開に関する競合関係は全く見られないといったことも示された。ただ、郵便局の店舗数水準が適正であるかどうかは別の問題だとしている。また家森（2003）は、愛知県内における郵便局を含む各種金融機関が都市部、郡部そして過疎地域のそれぞれにおいてどのような店舗展開を行っているかについて分析を行った。郵便局に関しては家森・近藤（2001）における全国データと同様の結果が得られると同時に郵便事業との強い相関を反映して説明変数としての事業所数の係数も1%で有意にプラスであった。また郵便局が郡部に手厚い店舗展開をしていることが民間金融機関の郡部での手薄さをちょうど相殺していることも明らかにされた³。これらの研究は過去30年以上にわたって郵便局が確かにユニバーサルサービスを提供し続けてきたことを実証するものである。そしてこれらの分析結果からさらに以下の諸事実が導かれる。

第一に、郵便局は店舗展開の費用を賄うのに十分な収益の上がらない地域にも店舗を出しており、何らかの形でその赤字を補わなければならない。仮にその赤字を補うのに十分な黒字が他の地域あるいは事業全体で上がらなければ独立採算を原則としている以上、赤字地域の店舗を維持することが困難になる。郵政三事業はそれぞれが独立採算で運営されているので例えば郵便貯金における一部の赤字は郵貯事業内における他の黒字で穴埋めされなければならない⁴。

第二に、民間金融機関によっては充足されない金融サービスを郵便局が充足するように行動していたことを考えれば、もし郵便貯金の赤字累計が黒字累計を大きく上回って赤字地域の郵便局が閉鎖を余儀なくされた場合、金融サービスが充足されない地域が現出する可能性が強い。

3 この他に、松浦・橋木（1991）や高林（1997）等においても、郵便局と民間金融機関では店舗展開の基準が異なることが実証的に明らかにされている。

4 一事業における赤字を補填するために他の事業から融資を受けることはある。しかし、郵便事業の赤字が金融二事業からの融資によって何とか穴埋めされてきたという実情から判断して、仮に貯金事業が赤字に陥っていたとして簡保事業からの融資だけでやりくりができたとは考えがたい。

ユニバーサルサービスには厳密にはもう一つの意味がある。それは地域性とは別にあらゆる所得階層・職業等に差別なく公平なサービスを提供することである。諸外国の民間金融機関においては預金口座を維持する費用を賄うために預金残高が一定額を下回る顧客から口座維持手数料を徴収するケースが見られる。一般に低所得層ほど預金残高は低く一種の逆累進が発生しており、手数料を負担に感じる低所得家計は銀行に預金口座を持たない（持てない）という事態が生じ易くなる⁵。こうした事態に対応したユニバーサルサービスとは、貯金残高の高低にかかわらず一切口座維持手数料を徴収しないことである。ただし我が国においては、大口預金者の金利優遇は存在しても口座維持手数料を徴収する民間銀行は今のところ存在せず、本稿では官業の制約として特に考慮しないことにする。

郵政諸事業のユニバーサルサービス・コストに関するデータは公表されていないが、かつて郵政審議会（1997）によって同コストについての試算が行われたことがある（表1参照）。

表1 郵政審議会（1997）による「ユニバーサルサービス提供コスト（平成6（1994）年度）」試算⁶

	郵便事業	貯金事業	保険事業
赤字郵便局数	17,500局	12,800局	6,500局
黒字郵便局数	2,300局	6,900局	13,300局
赤字総額	6,620億円		
黒字総額	6,028億円		

（出所：郵政審議会（1997）、p.212等参照）

三事業が独立採算で営まれているため、事業毎に「郵便局が民間企業ベースで運営した場合における赤字郵便局数と赤字総額（平成6年度決算）について一定の前提において試算」がされている。郵政審議会（1997）はコメントとして「これらの試算結果から、現在郵便局で行われているユニバーサルサービスを民間企業ベースで維持するためには相当の負担となり、したがって、採算性の低い郵便局を閉鎖するか、国庫補助などを行う必要が生じえると考えざるを得ない」、さらに「特に、過疎化とともに高齢化が進展している地域社会では、情報・安心・交流の拠点となる郵便局が縮小・廃止されることは、重大な問題である、といわざるを得ない」と述べている⁷。

上記コメントは上で紹介した先行研究と矛盾しないが、「民間企業ベース」にした場合のその中身が十分明らかにされていないことは参照する側にとって困難を生む。判っているのは、

- 1) 郵便貯金については〔収益〕が郵便局別の定額定期新規預入額の比で配賦されていること、
- 2) 〔経費〕が事務取扱費を除いて定額定期新規預入額の比で配賦され、

5 低所得層等から金融サービスが引き上げられる現象を「金融排除（Financial Exclusion）」という。例えば田尻（2000）は、金融排除を「金融サービス取引をめぐるアクセスの機会やサービスの提供内容に関して、金融機関側から利用者、預金者に対して意図的であるかどうかを問わず制度的、もしくは継続的に行われている差別的取扱や締め出しなどによって生じている社会的差別の状況と仕組み」（p.89）と定義し、諸外国における金融排除の状況と公的金融とのかかわりについて詳細な紹介を行っている（pp.85-101）。諸外国の金融排除については、他に井村（1996）、坂本（2001）、家森・西垣（2003）、および西垣（2003）等において紹介がなされている。

6 郵便局数には簡易郵便局が含まれない。

7 郵政審議会（1997）、pp.209-211を参照。

3) 事務取扱費は当該郵便局の費用を計上していること、である⁸。民間ベースなら(事務取扱費以外の)経費に何を(当時の)郵政事業の経費に加えていたのかを明らかにしなければ、「特典」との比較は本来できない。なぜならば家森・西垣(2004)や西垣(2009)で明らかにしたように、全国銀行協会等が「官業の特典」としている項目の中には精査すれば計上する必要のない金額が含まれるからである。同様に考えれば、民間ベースで計算された赤字総額が実際はやや減少する可能性はある。こうした難点は指摘されるが、われわれがこれから行う推計の足掛かりとして、郵政審議会(1997)は利用価値の高い情報を提供してくれるであろう。

3.2 郵便貯金事業におけるユニバーサルサービスのコスト推計

では郵便貯金事業を対象を絞ったユニバーサルサービス・コストについて推計作業を行いたい。個別郵便局の事業費等に関してはディスクローズされず利用不可能である。したがって前項で紹介した郵政審議会(1997)試算を利用して対象期間(平成9年度～平成18年度)についての計算を試みたい。表1において、赤字総額とは赤字局の赤字累計額であり黒字総額とは同じく黒字累計を表している。赤字総額と黒字総額の差である592億円は三事業全体におけるユニバーサルサービスの費用であり、各事業別のコストについては直接知ることができない。そこでやや正確さを欠くが、次の算式のように各事業間での赤字・黒字郵便局数の比で黒字と赤字の累計額を割り振ることにする。

$$\text{郵貯事業の赤字(黒字)累計額} = \text{赤字(黒字)総額} \times \frac{\text{郵貯事業の赤字(黒字)局数}}{\text{三事業の赤字(黒字)局の延べ数}}$$

そうすると、郵便貯金事業における赤字累計額は2,303億円、黒字累計額は1849億円となる。この赤字と黒字との差額である454億円が、1994(平成6)年度における郵便貯金事業におけるユニバーサルサービスのコストということになる。

過去において黒字とされた局がその後において赤字局に転落した可能性は否定できない。赤字局が黒字局に転換した可能性もしかりである。だが個々の郵便局を取り巻く地域的な経営環境や経営方針・経営方法が大きく変わらない限り、潜在的に赤字になる確率の高い局と黒字になる確率の高い局というものが存在すると考えられる。そこでまず民営化前10年間の郵便貯金事業における損益を表2に示そう。

表2 郵便貯金事業における民営化前10年間の損益(単位:億円)

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
損益	5,994	△6,334	△18,785	△13,231	9,000	17,304	22,707	12,096	19,304	9,407

(出所:各年度の「郵便貯金ディスクリージャー誌」)

平均を取ると5,746.2億円で、郵政審議会による推計が行われた1994年度の2,173億円という損益は民営化前10年間に当てはめれば比較的平均に近い数値である。そこで潜在的な赤字郵便局数と黒字郵便局数の比率を、12800:6900から近似で13:7としたい。次に郵便貯金事業の赤字累計額2,303億円を赤字局数12800で割ると1赤字局当たりの赤字額は1,799万円、同じく黒字累計額1,849億円を黒字局

数6900で割ると1黒字局当たりの黒字額は2,680万円と各々計算される。1994（平成6）年度における潜在的黒字局と潜在的赤字局の比率に変化がなかったものと仮定すると、例えば1997（平成9）年度末における貯金取扱郵便局数20,106局（簡易郵便局を除く）のうち、13,069局が潜在的赤字局、残り7,037局が潜在的黒字局ということになる。それぞれに1局当り赤字額・黒字額をかけると、赤字累計額は2,351億円、黒字累計額は1,886億円となり、その差額である465億円が同年度における郵便貯金事業のユニバーサルサービス・コストとして推計される。同様の計算方法に基づいて98～06年度について推計した結果は表3に示してある。

表3 郵便貯金事業におけるユニバーサルサービス・コスト推計

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
郵便貯金取扱局総数	20,106	20,165	20,229	20,238	20,255	20,263	20,225	20,217	20,206	20,201
推定赤字局数	13,069	13,107	13,148	13,155	13,166	13,171	13,133	13,125	13,114	13,109
推定黒字局数	7,037	7,058	7,081	7,083	7,089	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092
推定赤字累計額（億円）	2,351	2,358	2,365	2,367	2,369	2,369	2,363	2,361	2,359	2,358
推定黒字累計額（億円）	1,886	1,892	1,898	1,898	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901	1,901
ユニバーサルサービス・コスト（億円）	465	466	467	469	468	468	462	460	458	457

注：郵便局数（簡易局を除く）は各年度末の数値

「同様の計算方法」と上述したが、公社化前後で若干の違いがある。公社化後の顕著な変化は（貯金を扱っているものも扱っていないものも）郵便局数が増加から減少に転じた点である。公社化後の収益に対する考え方から判断して、黒字の郵便局が閉鎖されたとは考えにくい。そこで郵便局の減少数を赤字局の減少数に等しいと判断し、推計においてもそのように扱った。そのため、黒字局数は平成14年度末から変化させず、減少局は全て赤字局とみなしている⁹。その結果、ユニバーサルサービス・コストは公社化以来減少することになった。これによってユニバーサルサービスが後退したという解釈も勿論可能であるが、本稿では特に議論しない。

ところでユニバーサルサービス維持により多くの費用が必要なのは貯金事業ではなく郵便事業である。上と同じ方法で計算すればそのコストは民営化前10年間に於いて3,000億円に届きそうな金額で推移している。それに比べれば貯金事業のユニバーサルサービスは維持が容易であるかのように見える。しかし民営化後におけるユニバーサルサービスの法的基盤は郵便事業に比べて金融二事業は弱く、後退の危険はむしろ高いと言える。このことについてのより詳しい検討は第6節で行いたい。

4. 社会貢献活動のコスト

日本郵政公社（2004）等では、貯金事業における社会貢献活動として①福祉への貢献、②非常時の

8 郵政局の事務取扱費は郵便局別の費用の比または定員の比で配賦、とされている。

9 これはあくまでもひとつの仮定であり現実がどうであったかは公表されていないため不明である。もし公社がユニバーサルサービスを強く意識して黒字局のみを整理していたら同コストは各年度20億円程度増加することになる。

対応、③地域社会との交流、④地域社会への貢献、⑤国際社会への貢献、そして⑥国際交流を数え上げています。以下、個別に検証しデータが利用可能でありかつ必要なものに限りコストを推計する。

4.1 「福祉への貢献」コスト

福祉への貢献として「福祉定期郵便貯金」「介護貯金」「年金配達サービス」「点字による各種サービスの提供」が挙げられる。

福祉定期郵便貯金は、老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、増加恩給等の受給者を対象として、低金利下における経済的負担軽減を目的に1992（平成4）年に導入された満期1年定期である。最大の特徴は年利4.15%の固定だったことである。好評を博し取扱期限が計8回延長されることになった。この福祉定期に代わって02年3月から導入されたのがニュー福祉定期貯金である。こちらは固定金利ではなく満期1年の定期郵便貯金の利率に一定のプレミアム（当初1.0%）が上乗せされるという商品である。こちらも取扱期限が2回延長されたが、その一方でプレミアム率は04年2月までが1.0%、05年2月までが0.5%、06年2月までが0.3%、取扱いが終了した07年9月までが0.25%という具合に徐々に引き下げられていった。負担するコストという観点からは福祉への貢献のみならず社会貢献活動の中でも最大であった。我々は以下の算式によってこれらのコストを推計する。

福祉定期の維持コスト（97～01年度）：

$$\text{年度内預入金額} \times (4.15 - 1 \text{年物定期貯金の年度内平均利回り}) \times 0.01$$

ニュー福祉定期の維持コスト（02～06年度）：

$$\text{年度内預入金額} \times \text{ニュー福祉定期の上乗せ利回り} \times 0.01$$

次に介護貯金は、要介護者の定期貯金金利を優遇しかつ「ゆうゆうローン」の貸付利率を軽減するという商品である。上乗せ利幅は2割だが下限が0.2%で上限が1.0%とされている。但し我々の推計期間においては低金利及びゼロ金利政策の影響で下限の0.2%のみが適用された。同時に貸付の（定期郵便貯金金利に対する）上乗せ金利が2分の1に軽減されるという措置も採られていたが、しかし介護貯金の利用者がどれくらいローンを利用し、どれくらいの金利の軽減を受けたかは不明である。多く見積もっても数百万円単位であろうからここでは無視したい¹⁰。したがって我々は金利優遇のコストに関してのみ「年度内預入金額×0.002」という算式によって推計する。

年金配達サービスの利用者は03年度末で約3千人いる。年金が2ヶ月に一度（2か月分が）給付されるとして1人につき年間6回の配達が行われることになる。自宅から郵便局までの平均距離は1.1キロメートルとされているから一人当たりの年間配達距離は $1.1 \times 2 \times 6$ で13.2キロメートル、3千人について全て往復したと仮定して述べ配達距離はほぼ地球一周（約4万キロ）に及ぶ。もちろん他

10 仮に介護貯金利用者の全員が最高借入額である300万円を借り入れたとしても利息軽減額は2147万円（03年度）である。現実的に考えれば、他の諸コストと比較して無視できるほどの金額であると予想される。

の配達途中に年金配達も行われていることだろうから実際にはこの数十分から数百分の1程度の距離だろう。しかしながら年金配達サービスのコストは個々の郵便局における事務取扱費の一部となっており、前節で推計したユニバーサルサービス・コストの中にこの費用も含まれるものと考えられる。したがって、ここでは独立した推計は行わないこととする。

点字による各種サービスの提供も行われている。たとえば通常貯金取扱内容の点字による通知には03年度で3384人の利用者がいた。また点字キャッシュカードの発行残高は03年度末で3231枚になる。だが「バリアフリーは今や社会的義務」という観点からすれば、これをもって特に「官業の制約」とする必要は感じられない。したがって我々はこれも推計から除外する。

以上「福祉への貢献」に関し、表4に平成9～18年度における推計結果をまとめている。但し、平成18年度に関しては社会貢献活動全般についてデータが公表されていない。そこで同年度については17年度と同じ実績があったものと仮定している。

表4 郵便貯金事業の「福祉への貢献」コスト推計（億円）

年度（平成）		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
金利等の優遇	福祉定期	461.21	509.71	623.58	725.72	885.60	250.57	241.69	111.91	58.84	(58.84)
	介護貯金	0.08	0.13	0.16	0.20	0.30	0.07	0.10	0.06	0.06	(0.06)
計		462.29	509.84	623.74	725.92	885.90	250.64	241.79	111.96	58.90	(58.90)

注：福祉定期貯金は平成14年度以降、ニュー福祉定期貯金に移行した。

4.2 「非常時対応」のコスト

非常時の対応としては「災害義援金の送金手数料の無料取扱」と「災害ボランティア口座」の設置が挙げられている。

まず送金手数料の無料化について考えたい。例えば03年度に取り扱った義援金の対象は阪神淡路大震災から宮城県北部地震まで6災害を対象とし、件数にして合計16,817件、金額にして4億656万円に上る。1件あたりの取扱い金額は約24,000円である。同年度における郵便為替の料金は、普通為替で1万円以下が100円、10万以下が200円、100万円以下が400円で、平均手数料を200円と仮定すれば、本来必要だった手数料の総額は3,363,400円になる。但しこれは手数料無料化によって公社が負担した費用ではなく、無料化によって失った収益であり、機会費用の一種に他ならない。したがって次節で計算する機会費用の中にこの金額も当然含まれる。次節の表8および表9から明らかのように、民営化前における郵便貯金の全国銀行と比較した役務収益は、低料金サービスの提供という社会政策的な意図によってきわめて低く維持されていた。「災害義援金の送金手数料の無料取扱」は確かに社会貢献には違いないが、経常損失を増やす項目というよりも経常収益を減少させる項目に入れて考えるべきであろう。

次に、災害ボランティア口座とは、郵便為替加入者が口座の全部または一部について、国内の大規模災害に対応して救援活動を行う民間ボランティア団体に寄付することを郵政公社に委託する制度である。取扱いは災害発生時に限定される。この制度も一般の商業活動であれば徴収する手数料を放棄するものであり、放棄された手数料はやはり我々が次節で計算する機会費用の中に含まれるものと考え

えられる。したがってこれも災害義援金の場合と同様、独立して推計はしないこととする。

4.3 「地域社会交流」および「地域社会貢献」のコストについて

「地域との交流」として郵政公社（2004）等では、i）郵便局施設の提供、ii）地域行事への参加、iii）各種イベントの開催、iv）「私のアイデア貯金箱」コンクール、およびv）子供郵便局、といった事項が挙げられている。これらに共通したことは、地域の郵便局が実施主体になっていることである。したがってこれら費用も個別局の事務取扱費として既に推計したユニバーサルサービス費用の中に含まれていると考えられる。次の地域社会への貢献も同様である。ここには、高齢者への在宅福祉サービスの支援である「ひまわりサービス」および「地方公共団体事務」が含まれるが、どちらも個別郵便局ごとに事務を請け負っていることから、推計済みのユニバーサルサービス費用に含まれよう。

「地域交流」「地域貢献」共に本来は社会貢献活動のコストとしてユニバーサルサービス費用とは切り離してカウントされるべきものだが、推計困難という理由もあり、我々は独立した項目としては扱わないことにする。

4.4 「国際貢献」および「国際交流」のコスト

国際社会への貢献としてはまず「国際ボランティア貯金」が挙げられる。これは預金者の税引き後の受け取り利子から一定割合を海外 NGO に寄付するもので、郵貯事業として金利を負担するものではない。そのため「福祉定期」や「介護貯金」とは性格が異なる。関連して「国際ボランティア貯金の報告会」「国際ボランティア作文コンクール」「ボランティアポスト（ボランティア情報の提供）」といったことが行われており、一定の経費が必要と思われるが、資料がないため金銭的計算は困難である。しかし数百億単位のユニバーサルサービス費用や次節で推計される機会費用と比べれば（あくまでも相対的という意味でだが）無視できるほどの金額であると予想される。

社会貢献活動費用の一項目として考慮すべきは「諸外国における郵便貯金制度の導入・発展への協力」であろう。例えば2003（平成15）年度において、

- i）東南アジア各国¹¹から計11名の研修員の受入れ、
- ii）アジア諸国への専門家の派遣、

といったことが行われた。派遣対象国は6カ国で¹²、仮に1国につき2人ずつ派遣されたとして、研修員と派遣者の往復交通費だけで少なく見積もっても350万円といったところである。研修員11名が10日間日本にいた場合の滞在費（宿泊代+食事代）はおよそ150万円である。支援という目的から考えれば、派遣した専門家の滞在費を相手国に出させたとは考えられず、これをやはり150万円程度と見積もって、最低でも全体で650万円の費用となる。

次に国際交流について見てみると、これには「万国郵便連合（UPU）加盟機関としての活動」「世

11 カンボジアから6名、ベトナムから5名である。

12 ネパール、ウズベキスタン、キリバス、モンゴル、カザフスタン、ラオスの6カ国である。

界貯蓄銀行協会（WSBI）加盟機関としての活動」そして「海外郵政庁との交流の実施」がある。

UPU加盟機関としての活動では、各種国際的な技術支援のためにUPUに専門家を派遣している他、03年度においてはタイ・バンコクにおいてUPUとの共催で「UPU郵便貯金業務ワークショップ」を開催したとされるが、派遣人数やワークショップの規模・内容等は不明である。WSBI加盟機関としての活動では、03年度にベルギー・ブラッセルで開催された「第6回郵便貯蓄機関フォーラム」で前回までと同様に日本郵政公社が議長を務めた。また海外郵政庁との交流では、2003年9月にスイスポストに、2004年1月にドイツポストバンクにそれぞれ職員を派遣し研修を受けさせている。これらについても派遣人数等詳細は明らかにされていない。以上の交流活動について、仮に全ての催しに10名の人員を派遣したと仮定して、その往復交通費と滞在費（3泊4日と仮定）のみを計上すれば、少なく見積もってもおよそ500万円程度の経費となる。これに当然開催費用も一定割合を負担しているだろうからある程度の金額が加わることになるがデータが公表されていないためこれは省略する。

4.5 社会貢献活動に関するコストの全体

以上に議論してきた社会貢献活動全体の費用推計結果は表5にまとめられている。

表5 郵便貯金事業における社会貢献活動のコスト推計（単位：億円）

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
福祉貢献のコスト	462.29	509.84	623.58	725.72	885.60	250.57	241.69	111.91	58.84	(58.84)
国際貢献+国際交流コスト	—	—	0.03	0.03	0.03	0.08	0.12	0.06	0.07	0.07
合計	462.29	509.84	623.61	725.75	885.60	250.65	214.81	111.97	58.91	(58.91)

注：国際貢献・交流では簡単化のため全期間に渡りレートを1ドル110円に統一した。

国際社会への貢献や国際交流に関する具体的な活動については平成10年度以前の記録は残されていない。平成11年度以降においてのみ記録が残っており、人材交流は平成14年度に始まった。交流先の国名や参加人数がある程度わかるのは平成13年度から17年度までである。平成11～12年度は平成13年度と同規模、平成18年度は17年度と同規模の活動が行われたものと仮定した。

いずれにしても社会貢献活動の費用は福祉貢献、その中でも特に福祉定期貯金ならびにニュー福祉定期貯金の利払い負担が大半を占める。これら費用負担はもちろん政策目的によるものだが、ユニバーサルサービスのコストを上回っていた時期さえあったという推計結果は興味深い。

5. 資金運用と業務上の制限から生じる機会費用

5.1 機会費用の推計

最後に、資金運用や業務に一定の制限を設けることにより生じる機会費用を求めたい。

そこでまず仮に郵便貯金の全資産が民間と同様の使われ方をされていたら獲得していたと考えられる経常収益を次式により求める。

$$\text{全国銀行の経常収益} \times \frac{\text{郵便貯金の資産残高}}{\text{全国銀行の資産残高}}$$

次に、そこから郵便貯金事業における実際の経常収益を差し引く。この差額を「官業の制約」によって失われた収益の全体とみなす。例えば、2003年度について計算してみよう。全国銀行の経常収益17兆5586億円と資産残高（年度末）746兆6570億円、および郵便貯金の資産残高（年度末）280兆5530億円を上式に当てはめると6兆5976億円という数値が出る。これが、郵便貯金の全資産が民間と同様の事業に使用されていたら、あるいは民間と同様の運用のされ方をしていたら獲得していただろう経常収益である。ここから実際の郵貯における経常収益である5兆8715億円を差し引く。その差額は7261億円である。これを郵便貯金事業が「官業の制限」によって失った経常収益とみなす。同様に1997（平成9）年度から2006（平成18）年度の10年間について計算した結果は表6に示されている。

表6 郵便貯金事業における官業の特殊性から生じる機会費用の全体（単位：億円）

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
a 全銀経常収益	372,223	304,542	302,210	231,267	198,342	177,917	175,586	169,186	180,262	191,799
b 郵貯資産残高	2,935,541	3,149,678	3,252,822	3,110,794	2,957,835	2,857,079	2,805,530	2,648,650	2,477,498	2,316,282
c 全銀資産残高	8,479,609	7,596,823	7,372,333	8,042,906	7,560,833	7,462,680	7,466,570	7,458,898	7,668,685	7,610,958
d a × (b / c)	128,859	126,265	133,341	89,448	77,592	68,115	65,976	60,078	58,237	58,371
e 郵貯経常収益	(123,265)	(111,813)	(99,814)	(88,776)	75,551	62,914	58,715	40,990	45,315	30,589
機会費用 (d-e)	(5,594)	(14,452)	(33,527)	(672)	2,041	5,201	7,261	19,879	12,922	27,782

注：資産残高は年度末における数値。

残念ながら、平成12年度以前は、全国銀行と郵便貯金の会計基準が著しく異なっていることから、我々の推計結果はほとんど信頼できるものではない¹³。したがって平成13年度以降を信頼できる数値として扱い、12年度以前については参考数値として制約全体の金額には算入しないことにする。

5.2 機会費用が生じた原因について： 全国銀行と郵便貯金の収益構造比較

それでは機会費用が生じた原因について検証する。まず2003（平成15）年度における全国銀行の収益構造を表7に、同じく郵便貯金の収益構造を表8に、それぞれ示すこととする。これらの表は各資産項目の金額（年度末残高）とそれらによって生み出された収益額とを対照させ、資産毎の収益率（（各資産の収益/各資産額）×100（%））を一番右の列に示し、どのような資産の運用あるいは業務が全国銀行と郵便貯金の収益に貢献したかが分かるように作られている。

13 郵便貯金事業（及びその他郵政事業）が民間と完全に同じ会計基準を採用したのは公社に移行した2003（平成15）年度からであり、平成13年度と平成14年度については必ずしも信頼が十分高いとは言えない。但し、平成12年度以前は郵便貯金事業が「一般勘定」と「自由化対策資金特別勘定」とに分離され別々に集計が行われており同一の基準で集計された保証がないこと、さらに貸借対照表や損益計算書といった基本概念すら使用されていなかったことを考慮して「ほとんど信頼できない」と判断した。ただし、西垣（2009）で行った特典額の推計においては、比較の対象とした全国銀行協会（2002）および日本銀行協会金融調査部（2004）の方式に準じて平成12年度以前についても「一般勘定」における利益金等の数値を用いることとした。

表7 2003年度全国銀行の収益構造（単位：百万円）

資産項目	金額 (%)	対応収益項目	金額 (構成比 (%))	資産別収益率 (%)	
貸出金	422,506,244 (56.6)	貸出金利息	8,152,651 (46.4)	1.93	
有価証券	193,561,299 (25.9)	有価証券利息配当	2,166,233 (12.3)	2.34	
		国債等債券売却益	1,022,417 (5.8)		
		国債等債券償還益	2,558 (0.0)		
		株式等売却益	1,334,493 (7.6)		
コールローン	12,381,775 (1.7)	コールローン利息	36,657 (0.2)	0.30	
買現先勘定	1,863,625 (0.2)	買現先利息	13,545 (0.1)	0.73	
債権貸借取引支払保証金	11,592,319 (1.6)	債権貸借取引受入利息	14,919 (0.1)	0.13	
買入手形	1,222,000 (0.2)	買入れ手形利息	31 (0.0)	0.00	
現金預け金	40,167,315 (4.5)	預け金利息	131,115 (0.7)	0.33	
商品有価証券	1,513,409 (0.2)	商品有価証券収益	8,998 (0.1)	0.59	0.71
		商品有価証券売買益	1,763 (0.0)	0.12	
特定取引有価証券	337,121 (0.0)	特定取引有価証券収益	3,322 (0.0)	0.99	
金融派生商品	5,589,539 (0.7)	金融派生商品収益	95,807 (0.5)	1.71	
		金利スワップ受入利息	193,584 (1.1)	……	
特定金融派生商品	6,055,097 (0.8)	特定金融派生商品収益	635,129 (3.6)	10.49	
その他特定取引資産	6,820,653 (0.9)	その他特定取引収益	6,431 (0.0)	0.09	
外国為替	2,858,533 (0.4)	外国為替売買益	236,991 (1.3)	8.29	
金銭の信託	1,444,078 (0.2)	金銭の信託運用益	54,476 (0.3)	3.77	
その他金融資産	10,027,193 (1.4)	その他受け入れ利息	204,308 (1.2)	2.04	3.21
		その他の業務収益	117,157 (0.7)	1.17	
		信託報酬	381,076 (2.2)	……	
		受け入れ為替手数料	776,658 (4.4)	……	
		その他役務収益	1,580,405 (9.0)	……	
その他資産	29,866,279 (4.0)	その他経常収益	387,033 (2.2)	1.30	
資産の部合計	746,656,999 (100)	経常収益	17,558,604 (100)	2.35	

(出所：http://www.zenginkyo.or.jp/stat/index.html を基に筆者作成)

まず全国銀行についてみると、貸出金利息が最大の収益源（46.4%）になっており、個別収益率は1.93%である。次に構成比が大きいものが有価証券の運用益で24.7%、収益率は2.34%である。他に特定金融派生商品が収益率10.49%と高いが、構成比（3.6%）はそれほど大きくはない。役務収益全体の構成比も15.6%と三番目に大きい収益源となっている。

次に郵便貯金についてみてみたい。全国銀行と比較すると、貸付金利息は対象が地方公共団体や預金者に限定されていたことから構成比はわずかに0.3%で、収益率は0.67%に過ぎない。有価証券運用益では、利息収入が全体の14.6%で割に貢献度は高い。しかし株式等への運用は規制されており、国債など安全資産中心の運用であるため、有価証券運用の全体の収益率は0.80%にとどまる。役務収益の構成比は1.4%と全国銀行に比べてかなり低い水準である。03年度の段階で郵便貯金最大の収益源

は預託金利息（63.2%）だった。収益率は2.38%である。新規預託がなくなったとはいえ財政投融资からの収益はなお重要な存在であったとみなせる。次に高い項目が金銭の信託における運用益である。これが経常収益全体の2割近くを占め、30.68%という高収益率を示している。しかし前年度である02年の構成比は4.5%、収益率2.7%で、収益源としては全く安定していなかったことが分かる。金融派生商品も異常に高い収益率を示しているが¹⁴、金額的には全く問題でない。

表8 2003年度郵便貯金の収益構造（単位：百万円）

資産項目	金額（%）	対応収益項目	金額（構成比（%））	資産別収益率（%）
貸付金	2,786,193（1.0）	貸付金利息	18,639（0.3）	0.67
有価証券	109,160,507（39.0）	有価証券利息	857,842（14.6）	0.80
		国債等債券売却益	8,356（0.1）	
		国債等債券償還益	3（0.0）	
買現先勘定	780,247（0.3）	買現先利息	66（0.0）	0.01
現金預け金	6,675,733（2.4）	預け金利息	387（0.0）	0.01
金融派生商品	183（0.0）	金融派生商品収益	483（0.0）	263.93
金銭の信託	3,776,056（1.3）	金銭の信託運用益	1,158,643（19.7）	30.68
預託金	156,095,400（55.6）	預託金利息	3,712,512（63.2）	2.38
その他金融資産	417,521（0.2）	その他業務収益	13,997（0.2）	3.35
		郵便為替等収益	58,993（1.0）	……
その他資産	861,165（0.3）	その他経常収益	15,479（0.3）	1.80
		その他の役務収益	26,050（0.4）	……
資産の部合計	280,553,007（100）	経常収益	5,871,451（100）	2.09

（郵便貯金ディスクロージャー誌に基づき筆者作成）

では郵便貯金の3年後（06年度）における収益構造はどうなったであろうか（表9参照）。全国銀行の収益構造は目立って変化していないため特に示さないが、郵便貯金の場合は著しい変化が観察される。それは預託金の多くが償還されたことによる主要収益源の大幅減少、そして国債等利息収入への依存を強めたことである。しかし利息収入の収益率はほとんど上がっていない（0.8%→0.9%）。貸付金利息と役務収益が伸びてはいるが合わせても全体の5%程度である。預託金利息が3年で3分の1になったにもかかわらず他収益が伸びないためにその構成比がなお高止まり（41.6%）していることが収益構造の悪化を物語る。全体の収益率も大きく低下（2.09%→1.32%）している。

以上の収益構造分析から郵便貯金事業における機会費用増大の理由が、預託金利息に代わる効率の良い資産運用や業務が規制が原因でほとんど伸びていないことにあったと結論づけられる¹⁶。

14 デリバティブにオフバランス取引が含まれることが収益率が高くなる一因であろう。

15 構成比は小数点第2位で四捨五入しているため足しても100（%）になるとは限らない。

16 西垣（2009）で述べたように、安全資産中心の運用をすることによって生じる機会費用の中に、郵便貯金が支払うべき預金保険料が含まれていると考えることも可能である。03年度であれば7261億円の中に民間銀行ならば支払っていたであろう預金保険料に相当する金額が含まれているとみなすこともできるが、本稿では指摘するにとどめる。

表9 2006年度郵便貯金の収益構造（単位：百万円）

資産項目	金額 (%)	対応収益項目	金額 (構成比 (%)) ¹⁵	資産別収益率 (%)
貸付金	4,376,059 (1.9)	貸付金利息	45,497 (1.5)	1.04
コールローン	1,000,000 (0.4)	コールローン利息	1,035 (0.0)	0.10
有価証券	165,016,502 (71.2)	有価証券利息	1,490,178 (48.7)	0.90
		国債等債券売却益	8,581 (0.3)	
買現先勘定	119,893 (0.1)	買現先利息	268 (0.0)	0.22
現金預け金	5,377,477 (2.3)	預け金利息	6,885 (0.2)	0.13
金銭の信託	1,927,293 (0.8)	金銭の信託運用益	55,988 (1.8)	2.91
預託金	52,243,500 (22.6)	預託金利息	1,272,906 (41.6)	2.44
その他金融資産	833,521 (0.4)	その他業務収益	33,704 (1.1)	4.04
その他資産	733,994 (0.3)	その他経常収益	23,862 (0.8)	3.25
		郵便為替等収益	69,681 (2.3)	……
		その他の役務収益	50,324 (1.6)	……
資産の部合計	231,628,239 (100)	経常収益	3,058,909 (100)	1.32

(郵政公社ディスクロージャー誌に基づき筆者作成)

6. 制約と特典はバランスしていたか？

6.1 制約についての推計結果から分かること

前節までに行われた推計結果は図1および図2にまとめられている。官業の制約についての我々の推計は、これまでほとんど指摘されることのなかったいくつかの事実を明らかにする。

まずユニバーサルサービスのコストが、期間中において為替貯金取扱郵便局数がほぼ維持されたことを反映して450億円～470億円で安定的に推移したのに比べ、社会貢献活動に掛けられた費用は相当大きく増減していた(図1参照)。さらに注目したいのは、平成13年度に郵貯資金の新規の財投預託が廃止されて以降、それに代わる安定・有利な資金運用が実質的にはほとんど認められなかったことを原因に、「もし民間銀行並みであったなら得られていたはずの収益」という意味で機会費用が急拡大していった事実である。(図2参照)。

確かに公社化後、投資信託販売等の役務収益はある程度増大した(前節表8及び表9参照)。しかし失われてゆく財政投融資預託金利息収入を補うまでには至らなかった。この機会費用の増大が、福祉定期貯金の廃止、ニュー福祉定期貯金における上乘せ金利幅の度重なる縮小と最終的な取扱い中止といった「社会貢献活動の削減」を余儀なくさせた大きな原因である可能性は否定できない。

6.2 制約と特典を比較して分ること

以上の制約の合計額の変動と西垣(2009)で推計した特典合計額の変動とを重ね合わせたものが図3である。まず我々の方式による特典推計に基づいて結果を見れば、最大値と最小値での若干の開きがあるが、公社化前の2002(平成14)年度以前においては特典と制約は互いに上になり下になりしな

図1 「官業の制約」：項目別の変動①（単位：億円）

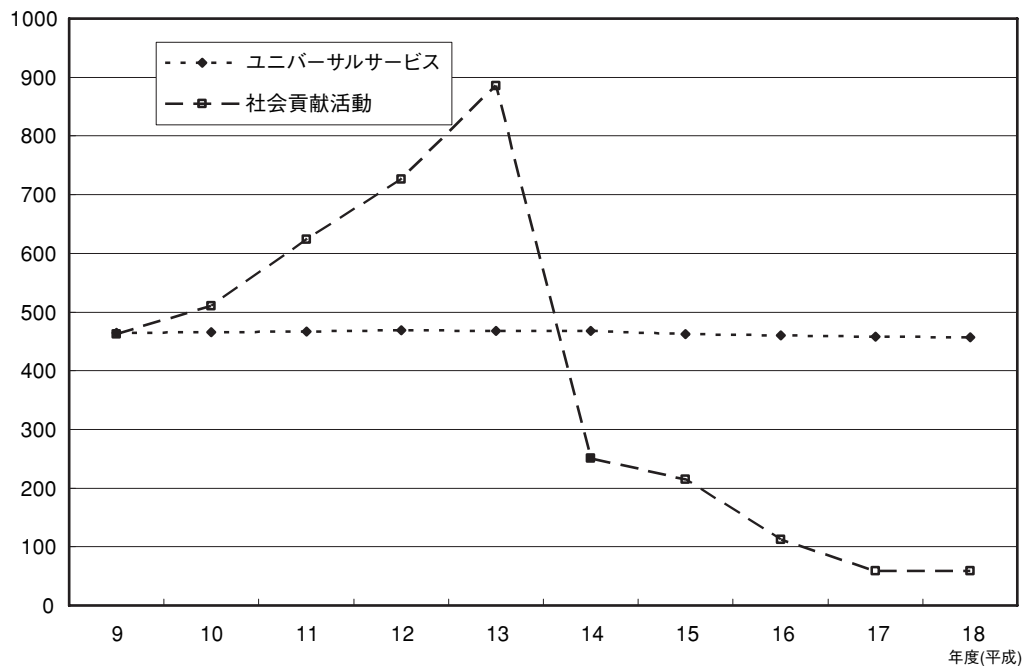
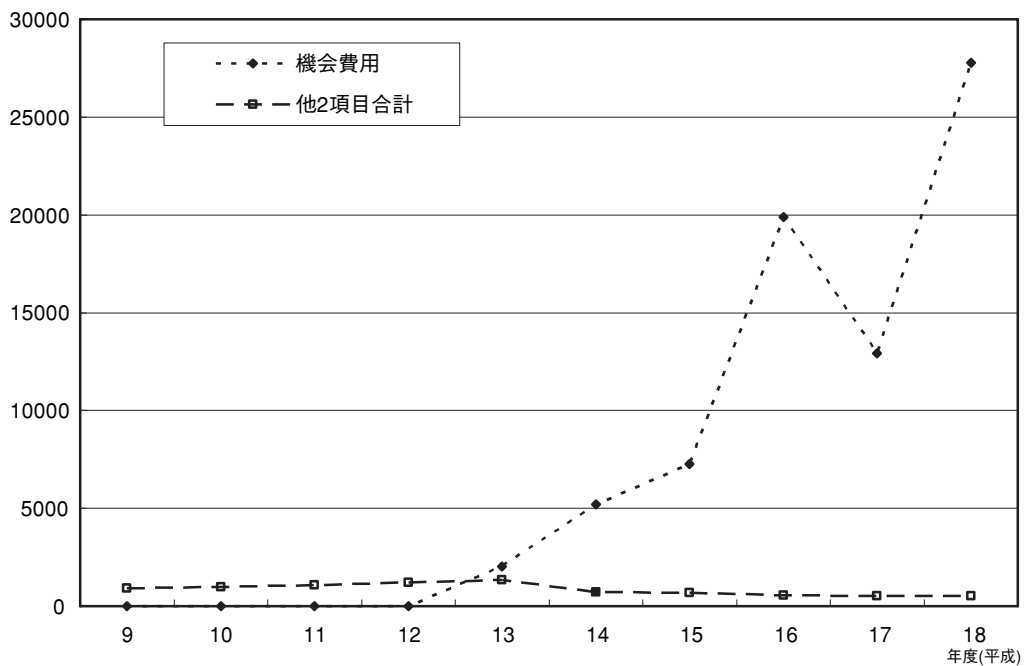


図2 「官業の制約」：項目別の変動②（単位：億円）



がら推移しており、長期的に見てほぼバランスしていたとみなして良いように思われる。したがってこの時期、郵貯事業における諸特典の存在は民業圧迫の要因と言えるほどではなかったと結論できる。このバランスが崩れ出すのは、公社化された2003（平成15）年度以降である。資産運用や業務上の制約から生じる機会費用が急増する一方で、準備金の免除等いくつかの特典が削減された。当期利益の全額を資本金として積み立てることが義務付けられ、これによって法人税免除の意味が実質的に失われたことも大きく影響した。

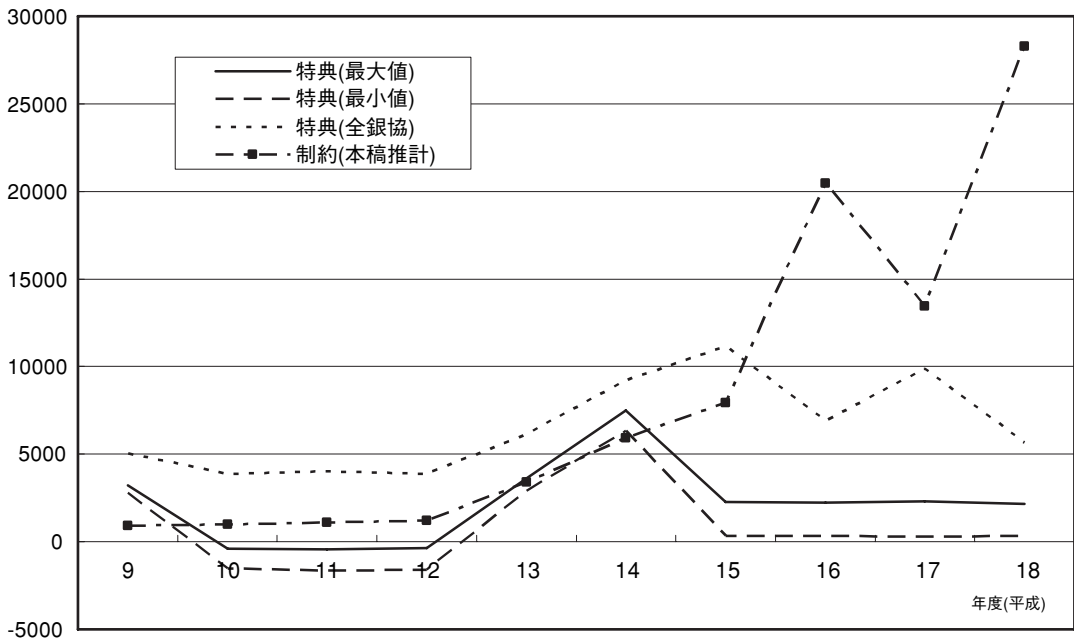
次に参考として、全銀協によって推計された特典と我々が推計した制約とを比較すると、2003（平成15）年度以前は特典が制約を大きく上回り続けていたことになる。これに従えば、郵便貯金の有利な競争条件による民業圧迫が存在したという全国銀行協会の主張は間違っていなかったことになる。しかしながら、この主張も2004（平成16）年度以降は当てはまらなくなる。当期利益の全額資本金積

表10 郵便貯金事業における官業の制約

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
ユニバーサルサービスの費用	465	466	467	469	468	468	462	460	458	457
社会貢献活動の費用	462	510	624	726	886	251	215	112	59	59
資産運用上の制限による機会費用	—	—	—	—	2,041	5,201	7,261	19,879	12,922	27,782
合計	927	976	1,091	1,195	3,395	5,920	7,938	20,451	13,439	28,298

注：社会貢献活動の費用は1千万の単位を四捨五入してある。

図3 得点額の変動と比較した制約額の変動（単位：億円）



立義務を考慮しない全銀協方式の推計によれば、特典はおよそ6千億から1兆円を超える水準で推移するが、しかし、機会費用の急増によって制約の方がそれを大きく超過してしまうことになったため、民業圧迫という事実は存在しようがなくなるのである。それどころか、逆に郵便貯金事業は民間に比べて圧倒的に不利な業務制限および資産運用制限によって、官業として果していた社会貢献活動を大きく削減せざるを得なくなったと推測される。仮に制約額に対して特典額が十分大きく上回っていたとしたら、民営化前の郵便貯金は収支相償原則にしたがって社会的要請の大きい活動を拡大こそすれ削減するようなことはなかったと考えられるためである。すなわち、我々の推計に基づく場合も、全銀協による推計に基づく場合も、平成16年度以降においては民業圧迫の可能性は極めて低く、むしろ官業としての民業補完活動の運営に困難をきたしていた可能性が高いと言える。

7. おわりに

本稿においては郵便貯金事業における官業の制約について、民営化前10年間の推計を行い、既に西垣(2009)で再推計しておいた特典と比較、両者のバランスについて検証を行った。各種推計においては公表されたデータの制約から必ずしも個別項目において満足の行く結果が得られたとは限らないが、全体としては実態をおおよそ捉えたものであると考えている。以下、結論を述べたい。

まず、少なくとも当該推計期間において、郵便貯金事業による全国銀行に対する民業圧迫の事実は浮かび上がらなかった。期間の前半においては特典と制約はほぼバランスしていたとみなせる。しかし期間の後半(公社化後)において特典額が削減された一方で機会費用の増大により制約額が急増、両者のバランスは大きく崩れることとなった。このバランスの崩壊に対応して郵便貯金事業がユニバーサルサービスを削減するという手段に訴えることはなかった。同事業が採ったひとつの方策は社会貢献活動の削減であった。

さて問題は機会費用を増大させた原因である。我々の財務分析に拠れば、効率のよい収益源として財政投融資預託金の利息収入が預託金の残高減少に応じて著しく減少する一方、国債利息収入などの相対的に運用効率の低い資産の割合を高めていったことが収益構造悪化に大きく響いていることがわかる。投信窓口販売の解禁(05年10月)等の一部規制緩和も十分なプラス要因にはなっていなかったことがデータから明らかである。我々の分析結果から浮かび上がるのは、業務の効率化(コスト削減)と不動産等資産売却とによって難局を乗り越えようとしていた公社時代における郵貯貯金事業の姿である。

我々の研究における最終目的は、これまでの研究成果に基づいて民営化された郵便貯金事業(ゆうちょ銀行)が民業補完事業を持続させていくことが可能かどうかを検証することである。我々は本稿において民業補完事業の中の社会貢献活動は既に公社時代において大きく削減されていた事実を示したが、全国あまねく基礎的金融サービスを提供するという郵便貯金事業のユニバーサルサービスが、果たして持続可能であるかどうかを次は明らかにして行かなければならない。

【参 考 文 献】

- 井村進哉 (1996)、「アメリカの貯蓄金融機関—コミュニティ・バンキングの再編と公的支援・規制を中心に—」、相沢・平川編『世界の貯蓄金融機関、国民生活に不可欠な金融機関の役割』（日本評論社）、所収、129-158。
- 坂本正 (2001)、「1988年金融制度改革とライフラインバンキング—グローバル化と銀行の社会的責任—」、『熊本学園大学経済論争』第7巻第1・2・3・4合併号。
- 全国銀行協会 (2002)、「郵便貯金事業の抜本的改革を求める私ども考え方—郵政三事業のあり方について考える懇談会報告書を踏まえて—」。
- 全国銀行協会金融調査部 (2004)、「日本郵政公社の平成15年度決算から見た郵便貯金の「見えない国民負担」、『金融』（全国銀行協会編）、2004年7月号、23-28。
- 高林喜久生 (1997)、「金融活動の地域的偏在と公的金融」、『経済学論究』、第50巻第4号。
- 高橋洋一 (2007)、『財投改革の経済学』（東洋経済新報社）。
- 竹中平蔵 (2006)、『構造改革の真実 竹中平蔵大臣日誌』（日本経済新聞社）。
- 田尻嗣夫 (2000)、「個人金融のナショナル・ミニマムと金融排除の海外事例」、藤野・田尻・糸瀬・保坂『金融ビッグバン・IT革命と郵貯・簡保』（日本評論社）、所収、85-101。
- 西垣鳴人 (2003)、『ディレギュレーション時代の公的金融』（御茶の水書房）。
- 西垣鳴人 (2007)、「諸外国の郵政事業民営化—「先進事例」から何を学ぶべきか—」、『都市問題』98巻第12号、72-79。
- 西垣鳴人 (2009)、「官業の特典についての再推計—郵便貯金事業民営化前の10年間について—」、『岡山大学経済学会雑誌』、第41巻第1号、53-72。
- 松浦克己・橋本俊詔 (1991)、『金融機能の経済分析』（東洋経済新報社）。
- 家森信善 (2003)、「地域金融における公的金融機関と民間金融機関の店舗配置」、林・松浦・米澤編著『日本の金融問題—検証から解決へ』（日本評論社）、所収、231-245。
- 家森信善・近藤万峰 (2001)、「公的金融機関と民間金融機関の立地行動」、『生活経済学研究』、第16巻、173-185。
- 家森信善・西垣鳴人 (2003)、「わが国の公的金融改革と民営化先進国からの教訓—ニュージーランドにおける郵便貯金事業の経験を中心に—」、『郵貯資金研究—研究助成論文—』第11巻、65-89。
- 家森信善・西垣鳴人 (2004)、「日本の公的金融—肥大化論と官業の特典論の再検証—」、『フィナンシャルレビュー』（財務省財務総合研究所編）第73号、209-234。
- 家森信善・西垣鳴人 (2009a)、「ニュージーランドの郵政民営化：「失敗」についての再検証」、『会計検査研究』（会計検査院編）第40号（09年9月発行）、掲載予定。
- 家森信善・西垣鳴人 (2009b)、「ニュージーランド・キウイ銀行の市場競争への影響—わが国郵政金融事業民営化後への示唆—」、『生活経済学研究』第30巻（09年9月発行）、掲載予定。
- 郵政審議会 (1997)、『21世紀を展望した郵便局改革ビジョン』（日本工業新聞社）。
- 郵政省貯金局 (1998)、『郵便貯金'98』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 郵政省貯金局 (1999)、『郵便貯金'99』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 郵政省貯金局 (2000)、『郵便貯金2000』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 総務省郵政企画管理局 (2001)、『郵便貯金2001』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 総務省郵政企画管理局 (2002)、『郵便貯金2002』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2003)、『郵便貯金2003』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2004)、『郵便貯金2004』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2005)、『郵便貯金2005』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2006)、『郵便貯金2006』（郵便貯金のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2007)、『日本郵政公社2007』（日本郵政公社のディスクロージャー冊子）。
- 日本郵政公社 (2007)、『日本郵政公社2007.9』（日本郵政公社のディスクロージャー冊子）。

Were Privileges and Restrictions given to Japanese Postal Savings as a Government Enterprise balanced in the 10 years before Privatization?

Narunto Nishigaki

The reason why public financial institutions that should tightly regulated have great power and oppress the private sector, which has been significantly deregulated in recent years, is often thought to be that so many privileges are given to public financial institutions as government enterprises. Indeed, we agree that government enterprises have had privileges, but if total size of them is smaller than that of their restrictions as government enterprises, it is difficult to say that they are the main cause of competitive dominance of government enterprises.

Nishigaki (2009a) re-estimated sizes of privileges given to Japanese Postal Savings in the 10 years before privatization (1997FY-2006FY), and found that the size as to the accumulated amount of the 10 years was considerably smaller than that in the method of Japanese Bankers Association (2002, 2004), to which Yamori and Nishigaki (2004) had pointed its irrationality and great possibility of overvaluation.

This paper firstly estimates sizes of restrictions (such as universal service obligations, social contribution activities, and opportunity costs caused by regulations of investments and businesses) given to Japanese Postal Savings in the same term, and secondly compares the total size with that of privileges in time-series. We will find the facts that, in the first half of the period, the privileges and the restrictions were almost balanced, so that in this regard no evidence can be confirmed that Postal Savings should have been oppressing private banks in Japan, and in the latter half (age of Japan Post), the balance came to be collapsed because of the large reduction of the privileges and of the rapid increase of the opportunity costs, as a result, its social contribution activities had to be reduced sharply.